

# 企業の農業参入手引き



令和5年 11月

山 口 県

# 目 次

<b>1 農業参入者への留意事項</b>	<b>1</b>
(1) 農業に参入する方へ	1
(2) 農業参入における留意点について	1
<b>2 山口県の農業の概況</b>	<b>4</b>
(1) 県農業の特徴	4
(2) 作物毎の特徴	5
(3) 担い手・企業参入の動向	7
<b>3 農業への参入に関する制度の概要</b>	<b>8</b>
(1) 参入のパターン	8
(2) 農家が行う農業生産（農作業）を支援する	10
(3) 農地を利用しないで行う農業生産	11
(4) 農地を利用して行う農業生産	12
(5) 地域計画（目標地図）に基づく農地貸借のしくみ	14
<b>4 農業への参入手順</b>	<b>15</b>
(1) 農作業受託と農業生産の比較	15
(2) 特定作業受託について	16
(3) 参入計画の検討	17
(4) 地元農家や関係機関と連携した幅広い視点での検討	18
(5) eMAFF 農地ナビの活用	18
<b>5 農業への参入に関する支援措置</b>	<b>19</b>
(1) 認定農業者制度	19
(2) 農業制度資金	20
(3) 機械施設整備補助金など	21
(4) 研修助成制度	22
(5) 技術研修	22
(6) 人材募集、育成	22
(7) 「担い手支援日本一」に向けた取り組み	23
<b>6 農業への参入事例</b>	<b>24</b>
<b>7 参考資料</b>	<b>25</b>
農業参入前の主要事項チェックシート、参入相談カルテ	
<b>8 (参考) 相談先一覧</b>	<b>32</b>

# 1 農業参入者への留意事項

## (1) 農業に参入する方へ

本県の農業は担い手の高齢化や減少が進んでおり、農産物価格の低迷や耕作放棄地の増加など、多くの課題に直面しています。

このため、地域農業の維持・発展を図るには、これまでの担い手確保・育成対策に加えて、企業による新たな農業参入を促進するなど多様な担い手を確保していくことが重要となっています。

こうした中で、平成 21 年の農地法等の改正により、農地所有適格法人（平成 27 年度までは農業生産法人と呼称）以外の法人等も一定の要件を満たせば、農地を借りて農業経営を行うことが可能となり、さらに、平成 26 年には、担い手への農地集積を加速化する目的で山口県農地中間管理機構が開設されて、一般の株式会社など農地所有適格法人以外の法人等においても農地を利用した生産活動が可能となるなど、企業の農業分野への参入が容易になってきています。

しかしながら、農業分野への参入に当たっては、農業関連法制度や地域農業の事情等に精通する必要があり、また、農業技術の習得や経営管理能力の向上など、企業が新たに取り組まなければならない内容は少なくありません。

また、農地の所有者など地元関係者の協力や調整も必要となるなど、地域の実情に応じた参入方法を事前によく検討することが重要です。

こうしたことを踏まえ、農業参入について十分検討した上で、地域農業の担い手として、農業生産や農山村の活性化に力を発揮していただくことを期待しています。

## (2) 農業参入における留意点について

### **ア 農業参入のリスクを十分理解し、時間をかけて参入の意志を固めること。**

まず、農業は、気象条件により農産物の収量や品質が大きく左右されること、農産物価格の大幅な下落がある等のリスクも多く、新規参入者が直ちに経営を安定させることは難しいのが現状です。

例えば、果樹など作付けから収穫までに一定の年数を要する作物の場合、収益を得るまでの期間が長く、その間の気象災害等により、投資した経費が回収できないといった事態が生じる場合もあるということを理解しておくことが重要です。

また、農業参入に当たっては、農業経験や知識を持つ人材を確保できるかどうかを経営を大きく左右します。

農業技術の習得は容易ではなく、優れた技術を有する人材の育成には長い年月を要し、研修や教育に対して一定の投資も必要となります。

一方で、販売価格や市況のみから判断し、栽培する農作物を選定したり、参入を決めることは得策ではありません。長期的に見て、需要が見込めるのか、販路が安定的に確保できるのか、競合相手は増加する見込みがあるのかなど、多角的な視点からの検討が必要です。

こうした他の産業にはない農業独自の経営リスクを理解した上で、長期的な資金調達計画など経営計画を十分検討し、農業への参入意志をしっかりと固めていくことが重要です。

また、経営計画の検討は、収益性の試算や分析のみでなく、実際に参入した企業から情報を収集したり、農業の関係機関や専門家に足を運んで相談をすることも重要です。

## イ 地元農家との話し合いや関係機関への相談を十分行うこと。

農業は農地という資源を利用して営む産業であり、農地と密接に関係する水路やため池、農道などの資源を地域全体で利用する産業でもあります。

このため、農地など地域資源の利用に当たっては、他の多くの農家などの生産活動に深く関わっていることを理解することが重要です。

また、直接農地を利用しない場合や、農作業受託など農家の農業生産を支援する場合においても、農業参入に当たっては、農村の伝統や慣習にも配慮し、地域や農家とのコミュニケーションに努める必要があります。

こうした配慮を欠いた場合、農業参入が円滑に進まないばかりか、地域との溝が深まり、企業イメージの低下等につながる恐れもあります。

このため、地元企業であっても農業に参入しようとする場合は、周囲の農家や集落など地域の関係者と経営計画をはじめ、農地や施設などの利用について、しっかり話し合うことが重要です。

お互いの信頼関係を築くことにより、地域内での競合を回避し、農業参入が円滑となるだけでなく、農地の流動化により経営拡大につながることもあります。

また、農業参入について、市町や農業委員会、農協、農林(水産)事務所など、地域の関係機関や団体に相談することが重要です。

こうした関係機関などから、経営計画の作成に関するだけでなく、地域との調整に関わること、農地の利用や技術指導、肥料や農薬の適切な使用、販売に関することなどの重要な情報や助言を得ることも必要です。

また、地域のリーダーや農地利用最適化推進委員等との人脈を築くことで、集落や地域との話し合いがスムーズとなる場合もあります。



## ウ 農業に関する制度やルールを理解すること。

農業参入に当たっては、農業に関する法律や制度などルールに精通しておく必要があります。

例えば、農地を利用して農業生産を行う場合、農地法の規制を受けることとなります。また、農薬は、農薬取締法に基づき定められた方法により、適切に使用と管理を行う必要があります。

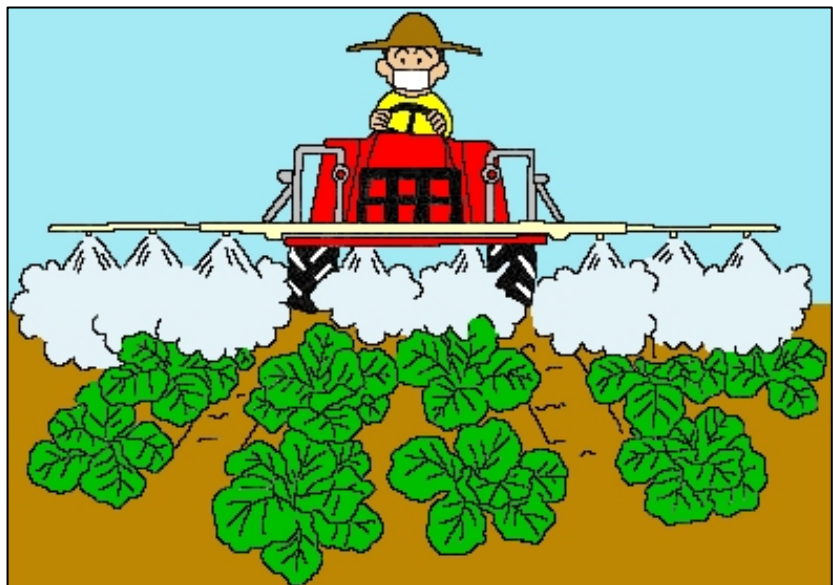
一方で、市町や県では、持続的な発展を目指す農業の担い手を確保・育成するため、農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想（県では基本方針）を定めており、これらの構想や方針に沿った施策を展開しています。

こうした法律・制度や行政の基本的な施策の方向について理解しておくことは重要であり、今後、目指す経営の方向によっては、地域の農業の担い手として認められ、支援措置の対象となることが可能となります。

また、補助事業や融資制度については、各種の要件を満たす必要があることや、市町などの予算措置が必要な場合もあることも留意しておく必要があります。

なお、過度に補助事業や低利の農業制度資金に依存することは適切でなく、過剰投資により経営が不安定となる危険性もあります。

このため、補助事業や農業制度資金の活用においては、事前に関係機関に相談し、計画について十分協議することが重要です。



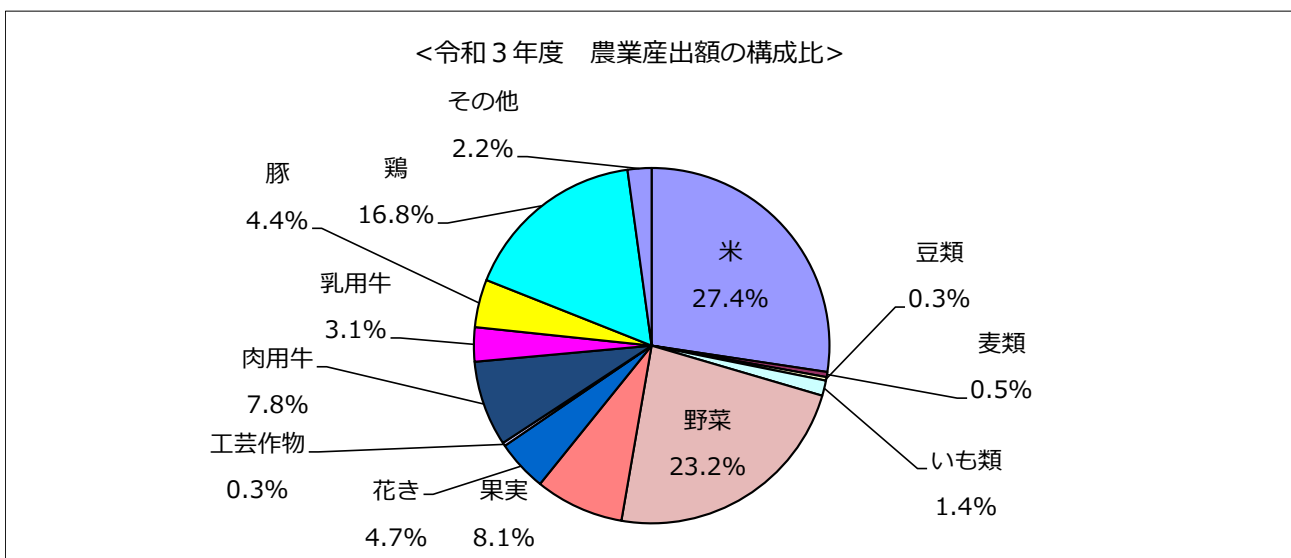
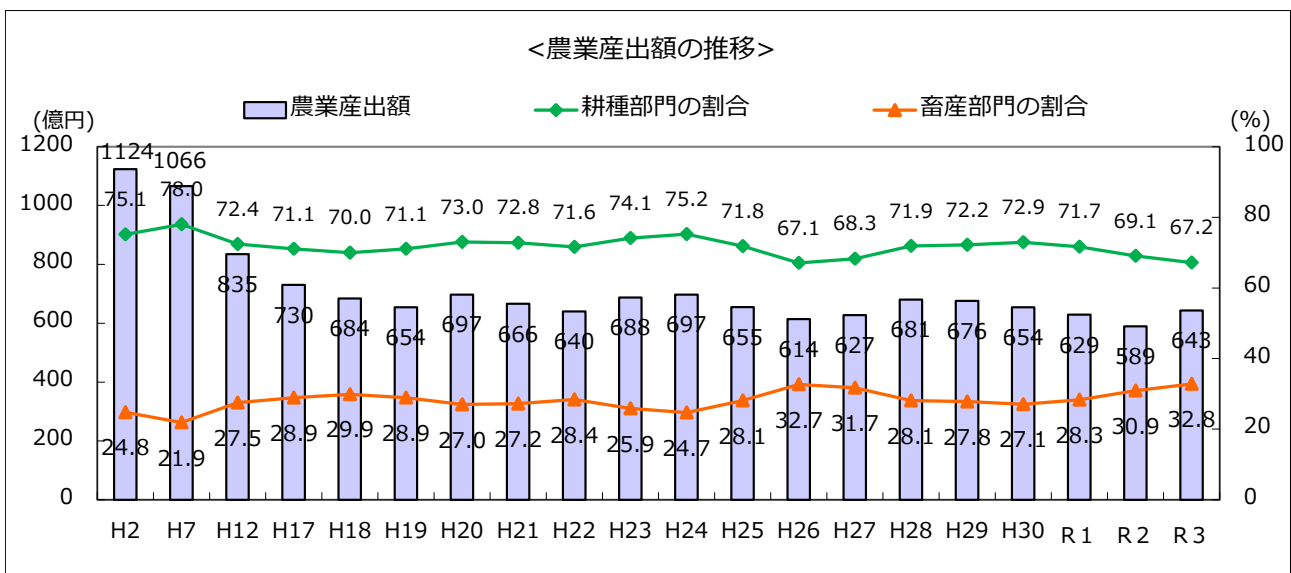
## 2 山口県の農業の概況

### (1) 県農業の特徴

本県は瀬戸内海、日本海の沿岸部から山間部まで変化に富んだ地勢からなり、多様な自然条件や地域特性を活かした農業が営まれています。農業経営の基盤となる耕地の約8割が水田であり、水稻を中心に野菜、花き、果樹、畜産等多彩な経営が行われていることが特徴で、瀬戸内海沿岸地帯では施設園芸やかんきつ類、中山間地域では野菜、落葉果樹、畜産などを中心とする経営が多くなっています。

#### ●農業産出額の推移

農業産出額は、米の生産調整面積の拡大や農産物価格の低迷などから減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。部門別では、米の割合が27.4%で、最も高い割合を占めています。





## (2) 作物毎の特徴

### ●普通作物（米・麦・大豆）の生産状況

本県の基幹作物である米は、国の政策を踏まえ、消費者嗜好や実需者との結びつきを重視した需要に即した米づくりを推進しています。

また、地産・地消の取り組みにより麦・大豆の需要も拡大しており、県産の米・麦・大豆の生産から流通・販売までの一貫した取り組みを強化するとともに、担い手組織が生産の主体となった需要に応える生産体制づくりを進めているところです。

米は「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」、「ヒノヒカリ」、「きぬむすめ」、「恋の予感」と本県オリジナル品種である「晴るる」の6品種を中心に栽培されており、令和4年の主食用米の作付面積は16,600ha、生産量は87,300tとなっています。

### ●野菜の生産状況

本県の野菜は、令和3年産実績で栽培面積2,310ha、生産量は45,829t、産出額は149億円で本県農業産出額の23.2%を占めています。

地産・地消の取り組みにより県産野菜の安定供給への期待が高まっており、青果用や加工業務用等の多様な需要に応えるため、品目を重点化した園芸産地づくりを進めることが急務となっています。

このため、農地所有適格法人など新たな担い手を中心に消費量の多い野菜（キャベツ、たまねぎ）等を推進しているほか、地域の特性を活かしたいちごやトマト、県オリジナル野菜（はなっこりー）について需要拡大を図りながら推進しています。



県オリジナル野菜「はなっこりー」



たまねぎ収穫作業

### ●果樹の生産状況

果樹生産量は、令和3年で栽培面積2,470ha、産出額は52億円で本県農業産出額の8.1%を占めています。

本県の果樹の主品目は「うんしゅうみかん」、「くり」、「なし」、の3品目ですが、地域特性を活かし、「ぶどう」や「もも」、本県オリジナル品種の「せとみ（ゆめほっぺ）」なども栽培されています。



うんしゅうみかんの栽培状況



長門ゆずきち

### ●花きの生産状況

本県の花き生産は、令和3年産実績で、出荷量は26百万本・鉢、産出額は30億円で、本県農業産出額の4.7%を占めています。

平成27年度に策定した「山口県花き振興計画」に基づき、消費の拡大やオリジナルユリ、リンドウの生産拡大により県産花き振興を図っています。



オリジナルユリのフラワーアレンジメント



オリジナルリンドウ

### ●畜産の生産状況

本県の畜産の令和3年産出額は209億円で、本県農業産出額の32.5%を占めています。

家畜の飼養頭数(R5.2.1)は、肉用牛14,600頭、乳用牛2,430頭、豚33,400頭、採卵鶏1,627千羽、肉用鶏1,474千羽となっています。

「やまぐち和牛燦」など需要のある畜産物の生産を強化するため、県産和牛の生産拡大や、本県の特徴を活かした飼料生産・利用及び広域流通体制を構築し、国際情勢等の影響を受けにくい県産飼料へ転換を進めているところです。

また、山口型放牧が持つ多面的機能のPR等を通じて、農地保全や獣被害防止を目的とした放牧の活用を進めています。

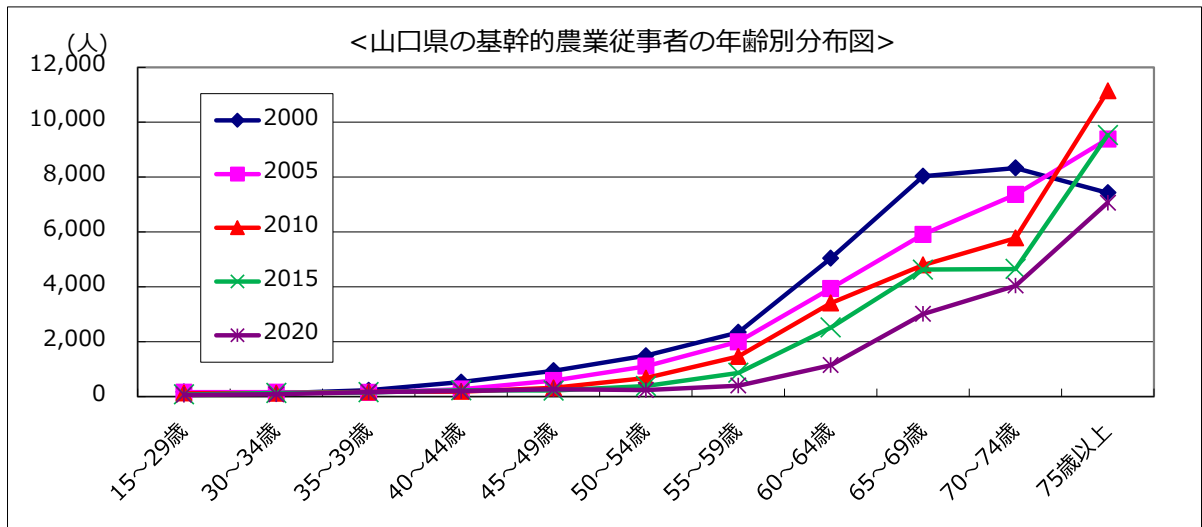


### (3) 担い手・企業参入の動向

#### ●担い手の動向

県土の7割を中山間地域が占め、経営規模が零細で生産条件が厳しく、基幹的農業従事者の平均年齢が72.3歳（2020年農林業センサス）と、深刻な担い手不足が懸念されています。

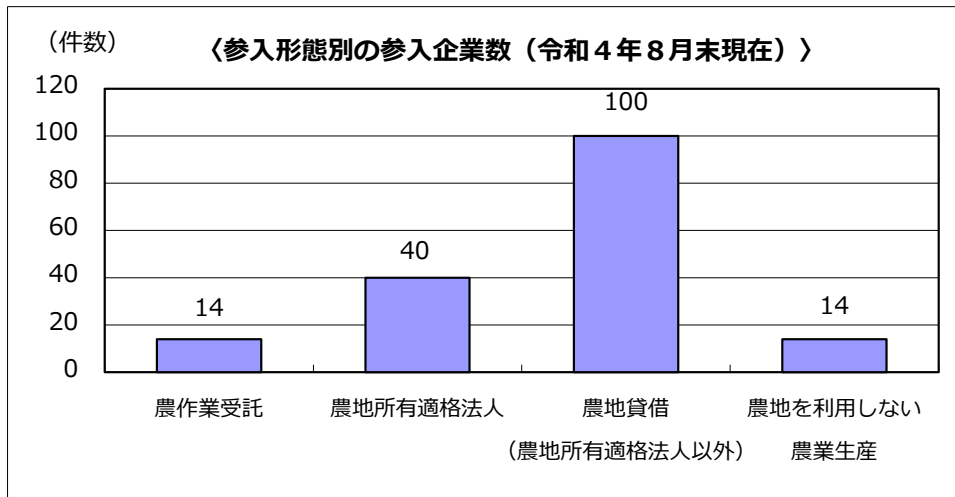
このため、経営体として持続的発展を目指す担い手の確保・育成が急務となっており、併せて、持続可能な農業構造への転換を着実に進めるため、集落営農法人等を確保・育成し、その経営の規模拡大や経営確立を進めることとしています。



#### ●企業参入の動向

農外企業の農業分野への参入は、農業・農村の新たな担い手として、地域の農業振興をはじめ、地域経済への波及も期待されるところであり、本県でも参入件数は増加しています。平成14年から令和4年8月までの県で把握している参入件数は、計168件です。

なお、平成21年の農地法等の改正以降は、農地所有適格法人以外による解除条件付き農地貸借が増加しています。



### 3 農業への参入に関する制度の概要

#### (1) 参入のパターン

企業が農業分野に参入する場合、主に次の3つの参入形態が考えられます。

##### ① 農家が行う農業生産(農作業)を支援する

企業自らが農業経営(農産物を生産・販売して収益を得ること)を行うのではなく、農家から農作業を請け負う(受託する)ことにより、農家の経営を支援する参入形態があり、農作業受託といいます。

具体的には、田植えや稲刈り、無人ヘリによる農薬散布などの農作業受託の事例があります。



##### ② 農業生産を行う

企業自らが農業経営(農産物を生産・販売して収益を得ること)を行う参入形態のことですが、この資料では、企業が別会社を設立し、その別会社が農業経営を行う場合も含めています。

農業生産には、農地が必要な場合のほかに、農地を利用しない場合(畜産や水耕栽培など)もあります。



##### ③ 農産物の流通や販売などの事業を行う

農作業受託や農業生産とは別に、農産物の加工や流通販売事業<sup>注1)</sup>を行うことも、農業分野への参入形態の一つとして考えられます。

この場合、既存の農家と契約し、農産物を買って(加工するなどして)販売する方法のほか、農産物の販売額の一部を販売手数料として徴収する受託販売の形も考えられます。

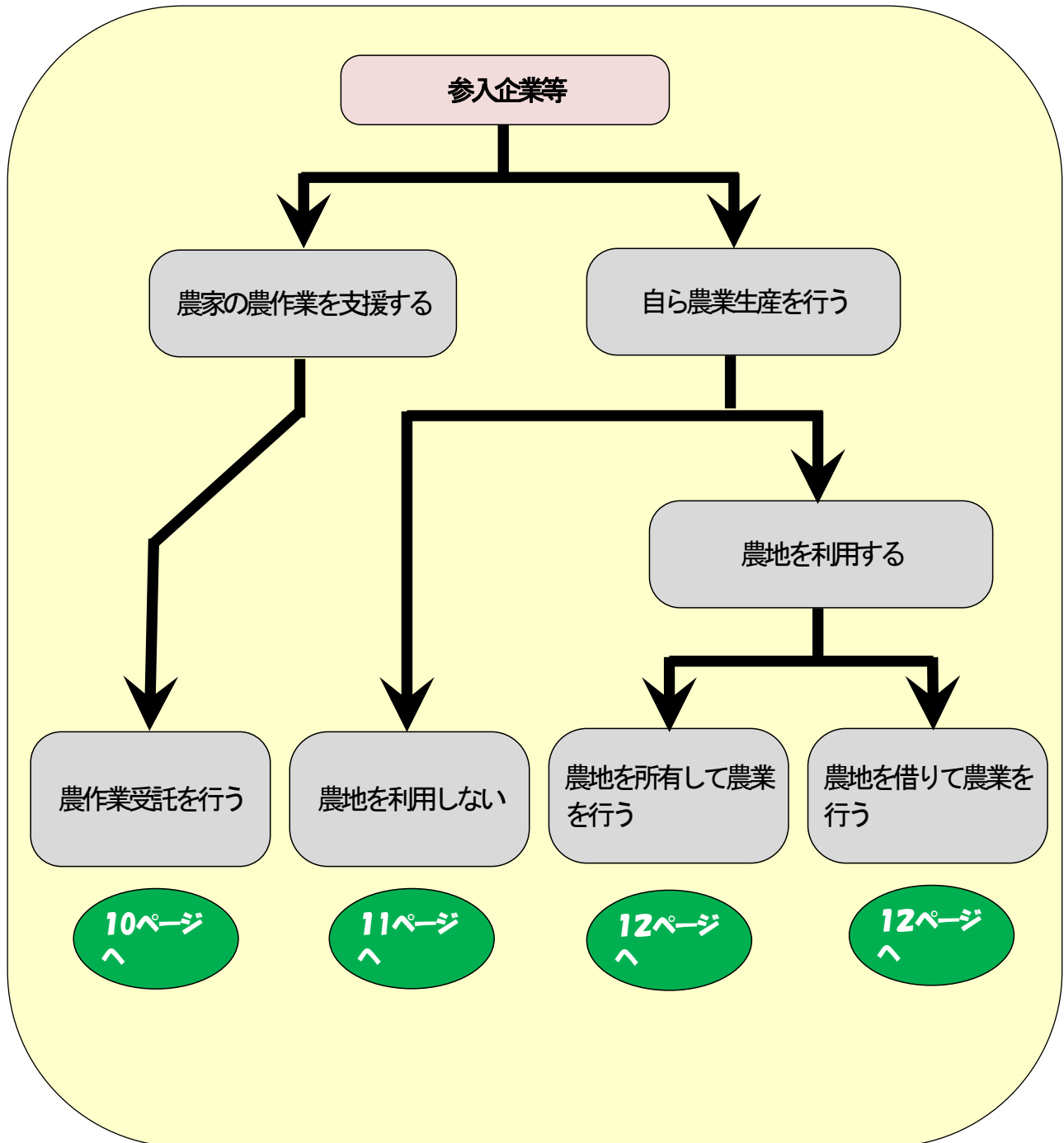
独自の販路確保が期待できる場合などには、このような事業展開も有効と思われます。



注1) なお、米の出荷・販売の事業を行う場合で、事業規模が年間20精米トン以上となる場合は、国への届出が必要となります。

また、店舗で生鮮農産物やカット野菜などを販売する場合は、農産物の原産地などの表示義務があります。

どのような参入形態を希望しますか？



## (2) 農家が行う農業生産（農作業）を支援する

### ア 制度的要件

農作業受託については、特に規制はなく、現在の会社形態のままでも実施可能です（ただし、新たな事業を追加する場合、定款変更が必要となることがあります）。

また、自ら農業生産を行う場合と異なり、栽培管理全体や販売のリスクは負わなくても良いことから、比較的取り組みやすい参入形態と言えます。

### イ 農作業受託の内容

県内では、田植えや稲刈り、無人ヘリによる水稲の農薬散布、野菜の収穫作業支援などが行われています。



### ウ その他留意事項

#### (ア) 労働者派遣事業との関係

農家の農作業を支援する場合でも、事業の内容によっては、「労働者派遣事業<sup>注2)</sup>」に該当する場合がありますので注意が必要です。

#### (イ) 農薬の適正使用について

農作業受託の際に農薬を使用する場合には、農薬取締法<sup>注3)</sup>に基づき、農薬を適正に使用する必要があります。

具体的には、農薬ごとに定められた（農薬に貼付されたラベルに記載された）使用できる作物、使用量又は濃度、使用時期、総使用回数を遵守するとともに、農薬の使用記録の記帳、農薬の飛散防止などに努めることとされています。

---

注2) 労働者派遣事業・・・派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。事業内容によっては、「労働者派遣事業」に該当する場合があります、労働局への許可申請が必要となる。

注3) 農薬取締法・・・農薬登録の制度を設け、販売、使用規制などを行うことにより、農薬の品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保を図り、農業生産の安定と健康の保護を行い、生活環境の保全に寄与することを目的に制定。

### (3) 農地を利用しないで行う農業生産

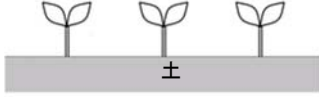
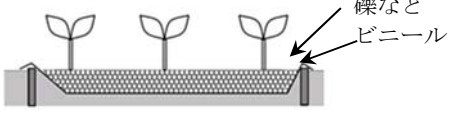

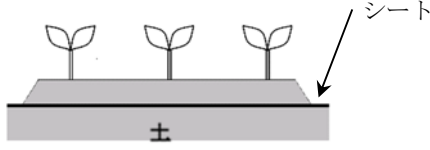
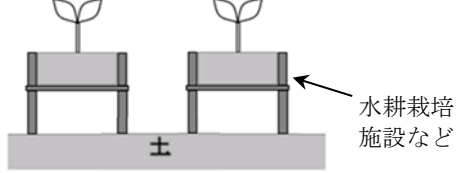
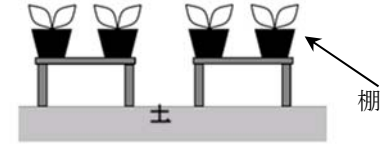
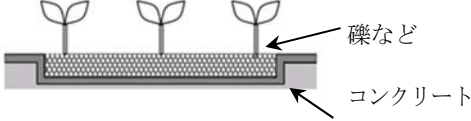
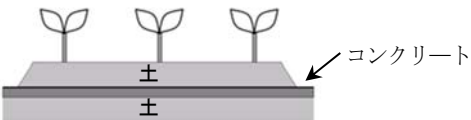
#### ア 制度的要件

農地でない場所(自社所有の駐車場や資材置き場など)を利用して、畜産や水耕栽培などの農業生産を行う場合は、基本的には特別な手続きは必要ありません。

ただし、自社所有地であっても、森林などを開墾して農地を新たに「開発」する場合には、森林法など開発に係る関係法令を遵守する必要があります。

#### イ その他留意事項(参入後の農地法の規制)

農地でない場所を農地として利用開始することに関しては、開発に係る法律に係る場合を除き基本的には規制がありませんが、ひとたび農地として利用を開始した後は、農地法の規制を受けることとなります(農地であるかは、その土地の現況によって区分するのであって、土地登記簿の地目によって区分するものではありません)。

農地性の判断(農地でない土地で農業生産をした場合に、当該の土地が農地とみなされる時)	
<p>〈農地とみなされる場合〉</p> <p>○敷地を直接耕作の目的に利用している場合</p>  <p>○ビニールなど比較的簡易な資材を施設し、砂や礫などを入れて栽培している場合のように、土地と一体をなすと見るような状態で栽培する場合</p> 	<p>〈農地とみなされない場合①〉</p> <p>○土地の形質変更行為を行わずに、鉢、ビニールポットによる栽培や水耕栽培などを行う場合</p>    
<p>〈農地とみなされない場合②〉</p> <p>○コンクリート上での栽培の場合</p>   <p>※ なお、もともと農地であった土地をこのような状態にするには、農地法に基づく農地転用の手続きが必要です。</p> <p>※ ただし、農作物栽培高度化施設の設置に当たって農地をコンクリート等で覆う行為は農地転用に該当しません。</p>	<p>※ なお、もともと農地であった土地をこのような状態にしても、農地法に基づく農地転用には当たりません(特別な手続は不要)</p>



#### (4) 農地を利用して行う農業生産

##### ア 制度的要件

農地を利用する場合は、農地所有適格法人を設立して農地を所有・貸借して農業を行うパターンと、現在の企業形態のまま農地を貸借して農業を行うパターンの2つの方法があります。

〈農地を利用できる2つの参入形態の要件など〉

区分	農地所有適格法人を設立して参入	現在の企業形態のままでの参入
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人形態要件 農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社（公開会社でない株式会社=定款に株式の譲渡につき会社の承認を要する旨の定めのあるものに限る）</li> <li>・ 事業要件 農業の売上高が過半であること(※1)</li> <li>・ 構成員要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 農業関係者 常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の2分の1超。</li> <li>② 農業関係者以外の構成員 保有できる議決権は、総議決権の2分の1未満</li> </ul> </li> <li>・ 役員要件 役員の過半が農業に常時従事者（農作業以外の関連業務を含め原則年間150日以上） 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則60日以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人形態要件 株式会社(公開会社含む)、NPO法人など(農地所有適格法人以外の法人)</li> <li>・ 事業要件</li> <li>・ <u>貸借契約に解除条件が付されていること</u></li> <li>・ 地域における適切な役割分担の元に農業を継続して行うこと</li> <li>・ 業務執行役員が1人以上農業に常時従事すること（定款、法人登記事項証明等で確認）</li> </ul>
農地利用形態	農地所有：可 農地貸借：可	農地所有：不可 農地貸借：可（一定の要件あり）(※2)
メリット デメリット	○農地を所有又は貸借可能 △別法人のため、新たに会社の管理などに係るコストが別途発生	△農地の貸借のみに限定

※1 農業の売上高には、農産物の加工・販売、農作業受託などの関連事業も含まれます。

※2 地域の農業に悪影響を与える場合等には、借りることができません。借りた後も、農地を適正に利用し続けること、法人の場合は一人以上の業務執行役員が農業に常時従事していること等が必要です。

## イ 農地貸借による参入方法

従来は、農地を利用（賃借または所有）できる法人は農地法に規定された「農地所有適格法人」という要件を満たした法人に限定されていましたが、平成21年6月の農地法等の改正により、一般の株式会社など農地所有適格法人以外の法人等も農地を賃借することが可能になりました。

また、平成26年3月には、担い手への農地集積を加速化する目的で農地中間管理事業の推進に関する法律が施行され、本県においても、農地中間管理機構<sup>注4)</sup>が開設されました。

この結果、一般の株式会社など農地所有適格法人以外の法人等が農地を借りる場合には、①農地法に基づく農業委員会の許可、または②農地中間管理事業法に基づく県（市町）の認可のいずれかの手続きによる農地貸借が可能となっています。

なお、本県における農地貸借については、②農地中間管理事業法に基づくものが大宗を占め、地域計画（目標地図）による農地貸借が基本となります。

### <農地の貸借の方法>

区分	①農業委員会の許可 (農地法)	②地域計画（目標地図）に基づく 農地貸借 (農地中間管理事業法)
手続きの流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農業委員会に許可申請</li> <li>○ 農業委員会による許可</li> </ul> <div style="text-align: center;">↓</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市町に農地貸借の申請</li> <li>○ 機構が県（市町）に認可申請</li> <li>○ 県（市町）による認可</li> </ul> <div style="text-align: center;">↓</div>
<div style="border: 1px solid black; background-color: #cccccc; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <b>権利の移動</b> </div>		
参考	・ 契約の自動更新有り	・ 契約の自動更新無し

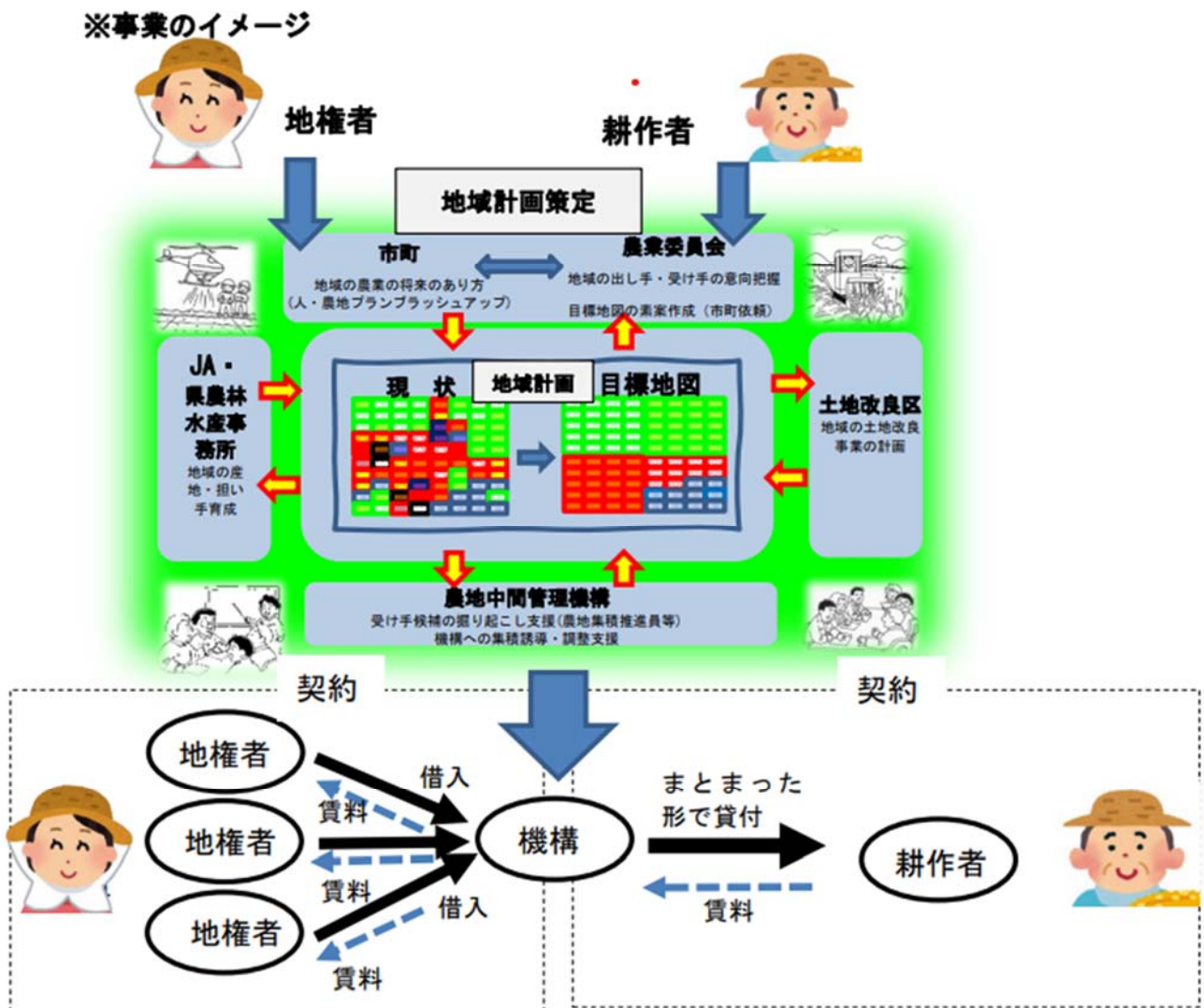
注4) 農地中間管理機構（以下「機構」）とは、担い手への農地集積・集約化を進めるため、法律に基づき各都道府県に設置された組織で、山口県では「公益財団法人 やまぐち農林振興公社」が指定されています。機構は、経営規模を縮小する農地所有者等（出し手）から農地を借受け、経営規模を拡大し経営の効率化を進める経営体（受け手）にまとまりのある形で貸し付ける事業（農地中間管理事業）を通じて、担い手等への農地の集積・集約化を進めます。

### (5) 地域計画（目標地図）に基づく農地貸借のしくみ

「地域計画」とは、地域での話し合いをもとに、目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿とを明確にした計画であり、市町が関係機関等の協力を得て、作成するものです。

また、その一部として、地域の農業者等の意向等の情報をもとに、農地一筆ごとに今後利用する農業者を示した地図（目標地図）が作成されます。

機構は、地域の共通の目標である地域計画（目標地図）の達成に向けて、分散している農地をまとめて引き受け、一団の形で受け手に再配分する取組を行います。

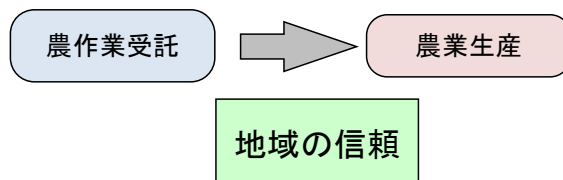


## 4 農業への参入手順

### (1) 農作業受託と農業生産の比較

農作業受託は、農業生産と違って、農産物の栽培全体や販売に係わらずに取組可能と言う点では、参入しやすい形態と思われます。

このため、既に農業技術や販路について十分な準備ができている場合を除き、先ずは農作業受託から参入し、自社や地域の状況も踏まえながら、将来的には会社自らが農業生産に乗り出すという方法も考えられます。



項目	農業生産	農作業受託
農地	確保する必要があります(農地を利用しない経営方法もあり)。	確保の必要はなし。
機械・施設	栽培に必要なもの全般を確保する必要があります。	受託する作業によって機械を確保する必要があります。 (例：農薬散布や草刈など)
農業技術	栽培全般に精通する必要があります(なお、育苗については農協の育苗センターに注文できる場合などもあります)。	栽培全般に精通することが望ましいが、受託する作業に必要な技術から徐々に習得することが必要です。
農産物販路	確保する必要があります。	確保の必要はなし。
その他支援策の活用	認定農業者となり、様々な支援を受けることができます。	特定作業受託 <sup>注4)</sup> を行うことで認定農業者となれば、支援の対象となります。

注4) 特定作業受託・・・次頁参照

## (2) 特定作業受託について

### ※ 「特定作業受託」

～農作業受託のみの参入でも認定農業者となれる場合があります～

企業(農家や農地所有適格法人ではない者)が農作業受託のみを行う場合でも、次の条件を満たす農作業受託(特定作業受託)については、農業経営として位置づけ、認定農業者となるための農業経営改善計画<sup>注5)</sup>を作成することが可能です(計画の実効性などを認められれば、認定農業者になることができます)。

○特定作業受託の要件(証明する書類(委託農家との契約書)が必要)

- ①作物別に、主な基幹作業(※)を受託していること  
※ 水稲にあつては耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦・大豆にあつては  
耕起・整地、播種、収穫、その他の作物にあつてはこれらに準ずる作業
- ②収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有すること
- ③販売委託を引き受けた農産物の販売収入の処分権を有すること

注5) 農業経営改善計画・・・おおむね5年後を目指した「農業経営規模の拡大」、「生産方式の合理化」、「経営管理の合理化」、「農業従事の態様の改善」など大きく4つの目標と、その目標達成のための措置を記載した農業経営の改善計画のこと。



### (3) 参入計画の検討

農業生産に取り組む場合でも様々な経営があります。次の表は、その一例です。

経営内容	特徴(メリットなど)	課題
水稲	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業では、作業時期が本業の忙しい年末以降と重ならないなど、本業との労力分散が可能な場合が考えられます。</li> <li>従業員の中に兼業農家がいるなど技術的に取り組みやすい場合があります。</li> </ul>	ある程度の収益を得るには規模(面積)が必要で、作業の効率化には農地の団地化(集積)が必要です。
施設園芸	<ul style="list-style-type: none"> <li>集約的で、小規模(面積)でも収益を上げやすい面があります。</li> <li>品目によっては、年間を通じて出荷することが可能です。</li> </ul>	施設投資や比較的高度な技術が必要で、本業との労力競合になりやすい面もあります。
露地園芸	<ul style="list-style-type: none"> <li>品目によっては、栽培技術が比較的容易なものがあります。</li> <li>タマネギなど一部は機械化が進んでいます。</li> <li>生産～加工～販売までの一貫経営も可能です。</li> </ul>	施設園芸ほど高収益ではなく、また、自然災害のリスクが大きい面もあります。
畜産	<ul style="list-style-type: none"> <li>繁殖牛など一部を除き集約的であり、企業的な経営が行われています。</li> <li>遊休農林地等を集積し、小さな初期投資により放牧を主体とした肉用牛経営を開始した例が見られます。</li> </ul>	畜舎・家畜導入などの一定の初期投資や飼養管理技術が必要です。

注) 上の表は、あくまで大まかな内容であり、例えば、施設園芸の場合は、台風で施設が倒壊した場合などは露地園芸よりも被害が大きいなど個々の事例により異なります。

- ※ このほかに、水稲においては、各地域に設置している協議会で策定する水田収益力強化ビジョンや需要情報を踏まえた作付けにより米の需給調整を実施します。
- ※ また、地域で振興している品目を生産する場合、地域の生産出荷組織(農協の部会組織など)に加入すれば、組織を通じた販路の確保(既存農家との共同販売)、組織が主催する栽培技術講習会等への参加、振興品目を対象とした補助事業(施設整備費などの補助)の導入などのメリットが考えられます。逆に、地域にない品目を生産する場合は、販路の確保をはじめとして独自の課題が生じる場合があります。

#### (4) 地元農家や関係機関と連携した幅広い視点での検討

農作業受託による参入であっても農家との受委託契約の内容によっては認定農業者となり各種の支援を受けることができる他、農作業や施設・機械整備の全てを自社で対応するのではなく、農家の協力を得て農業技術面の強化、労働力の有効活用、中古機械の賃借や農地の効率的活用によるコスト削減等を図ることも考えられます。

また、需要があるにも関わらず農家の高齢化により栽培されなくなった作物などでも、企業側が一部の作業を受託することにより、再び栽培が始まる場合など、地元関係者などとの協力により、様々な工夫が検討できると思われれます。

このように、農業分野への参入形態や経営内容は多様で、参入の形態によっては各種規制もあり、その他に社会慣習等の理由から地域との調整が必要な場合もあります。

このため、参入を円滑に行うためには、事前に情報収集や検討を行うとともに、地域の関係者との連携や調整を行うことが重要と考えられます。



#### (5) eMAFF 農地ナビの活用

eMAFF農地ナビとは、新しく農業を始める人や農業の規模拡大をする人に対して、全国の農地情報を地図と併せてインターネット上で表示し、視覚的に見られるものであり、農地の所在、地目（田、畑など）、面積、所有者の農地に対する意向（貸したい、売りたい）など、希望の条件で農地を検索することもできます

(<https://map.maff.go.jp/>)。

eMAFF 農地ナビ

検索

##### 【参入形態や経営内容を検討する上での留意事項(まとめ)】

- 地域内の農家や農村慣習との調整が必要(農地の団地的利用には地域の協力が必要で、地域の協力(信頼)を得るためには、営利追求のみでは困難な面があります)。
- 地域の関係機関・団体(市町や市町農業委員会、農協、やまぐち農林振興公社、県農林(水産)事務所等)からの支援が必要な場合も多く、参入にあたっての事前調整や検討が必要です。
- 法人の形態や事業内容によっては、いろいろな法律や制度が絡んでおり、各種要件に注意が必要です。
- 農地中間管理機構が行う事業を活用して、農用地を確保することも可能です。
- 農業技術の習得が必要です(短期間では困難な場合があります)
- また、農業生産を行う場合は、自然災害などの経営リスクを念頭におくことが重要です。

## 5 農業への参入に関する支援措置

### (1) 認定農業者制度

#### ア 制度の概要

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標などを内容とする基本構想を策定し、この目標をめざして意欲ある農業者(農業経営をしているか、これから農業経営をしようとする法人も含む)が自ら作成した「農業経営改善計画(5年後の目標)」を市町が認定する制度です。

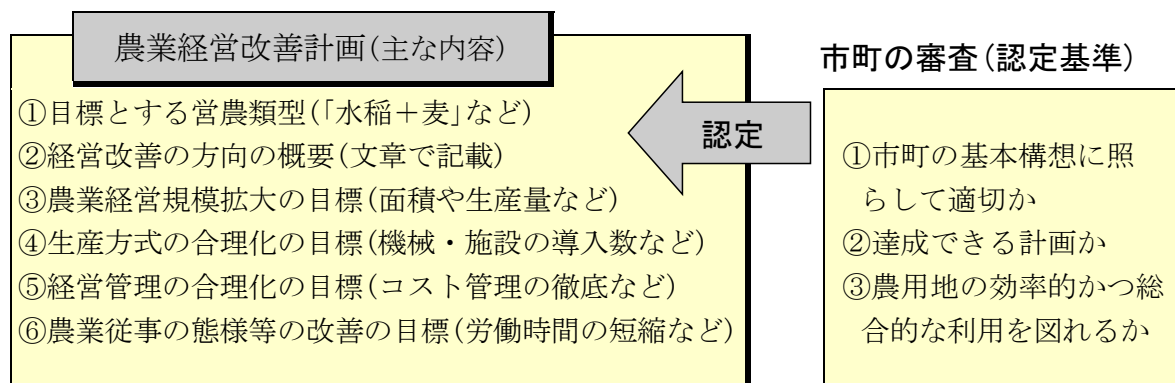
#### イ 認定農業者のメリット

①長期低利融資制度(スーパーL資金など)が利用できるとともに、②特定の品目を生産する場合には一定の要件を満たすと国の経営所得安定対策(米の価格下落などによる減収額の緩和のための交付金の交付など)の対象となれるほか、③税制上の特例措置(②などの交付金を受けた担い手が、農業経営発展のための準備金として積み立てる場合は、必要経費(損金)算入でき、また、準備金を取り崩して農業用固定資産(農用地・農業用機械等)を取得した場合、圧縮記帳(圧縮額を損金に算入)できる(③は農地所有適格法人に限る)というものがあります。

#### ウ 認定の対象(参入企業の場合)

参入形態	認定対象
労働者派遣事業のみを行う場合	×
農作業受託のみを行う場合	×
農作業受託のみを行うが「特定作業受託」である場合	○
農地を利用しない農業生産を行う場合	○
農地所有適格法人を設立し農業生産を行う場合	○
特定法人貸付事業で参入し農業生産を行う場合(継続のみ)	○
解除条件付き貸借で参入して農業生産を行う場合	○

#### エ 農業経営改善計画の内容と認定の審査基準



## (2) 農業制度資金

農業に参入するに当たって必要となる施設・機械等の整備や運転資金について、事前にしっかりと資金調達計画を立てて準備する必要があります。

自己資金だけでは不足し、外部からの資金調達が必要であれば、以下の制度資金を利用できる場合があります。

なお融資に当たっては、融資機関による審査がありますので、取引金融機関等とよく相談の上、農業への参入についての理解を得る必要があります。

支援策		要件		内容
農 業 制 度 資 金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	日本政策金融公庫及びその受託金融機関、農協(転貸)	認定農業者	○農地の取得、農業用施設・機械などの取得、農業経営の改善・安定に必要な長期運転資金 (法人貸付限度額：10億円)
	農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	農協、銀行等民間金融機関	認定農業者	○経営の安定に必要な運転資金 (法人貸付限度額：2,000万円) (畜産・施設園芸の場合は8,000万円)
	経営体育成強化資金	日本政策金融公庫及びその受託金融機関、農協(転貸)	農業参入法人	○農地の取得、農業用施設・機械などの取得、農業経営の改善・安定に必要な長期運転資金 (農業参入法人貸付限度額：1.5億円)
	農業近代化資金	農協、銀行等民間金融機関	認定農業者  農業参入法人(農作業受託のみにより参入する場合も含む)	○農業用施設・機械などの取得、農業経営の改善に必要な資金 (法人貸付限度額：2億円)  ○農業用施設・機械などの取得、農業経営の改善に必要な資金 (農業参入法人貸付限度額：1.5億円)

※ 各資金の貸付対象等については、詳細な規定がありますので、詳しくは、市町又は県農林(水産)事務所農業部にご相談下さい。

### (3) 機械施設整備補助金など

企業が農業参入により、農業者（農地所有適格法人や認定農業者）となった場合などで、その取組が地域農業・経済の発展に効果があると認められるときなどは、国・県・市町などが実施する補助事業の対象となる場合があります。

なお、支援策の概要(令和5年度)は、次のとおりです。

#### <主な支援策の概要>

支援策	要件	内容
農地利用効率化等支援交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標地図に位置付けられた者、認定農業者・認定就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図るものとして市町村が認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設を導入する際の融資残について支援</li> </ul>
強い農業・担い手づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質化された人・農地プランに位置付けられた農地所有適格法人等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産地の収益力強化や合理化を図るための農業用施設の整備支援</li> </ul>
新規就業者等産地拡大促進事業（農外企業参入等支援タイプ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>農外参入法人等が「先進的農業経営実現計画（生産体制及び地域との連携に係る計画）等を作成すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル技術を活用した先進的な農業経営の取組みに必要な機械・施設等の整備支援</li> </ul>
農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>六次産業化・地産地消法または農商工等連携促進法の認定を受けた農林漁業者団体または中小企業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6次産業化に必要な施設（農産物加工・販売施設等）の整備支援</li> </ul>
やまぐち6次産業化・農商工連携推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内農林漁業者の組織する団体・法人・任意団体（個人は対象外）</li> <li>県内に本社や主たる事業所を有する中小企業（個人は対象外）</li> <li>県産農林水産物の加工品の製造、販売を行う任意団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県産農林水産物を活用した新商品開発・商品力向上に関する取組等の支援及び加工処理施設及び機器・原材料保管施設等の整備支援</li> </ul>

※ 各種支援は、年度によって内容が変更されます。

※ また、要件についても各種支援策によって詳細な規定がありますので、詳しくは、市町又は県農林(水産)事務所農業部に御相談ください。



#### (4) 研修助成制度（令和5年度）

##### ア 就農準備資金

農業技術及び経営ノウハウ習得のための研修に専念する就業希望者に対して、年間150万円（最長2年）を交付する制度です。

##### イ 定着支援給付金

新規就農者を雇用又は構成員として受け入れた農業法人等に対する5年間の助成制度です。例えば、従業員として雇用する場合、国が実施する新規就農者育成総合対策（経営開始資金）と県事業を活用し、1、2年目は雇用者1人当たり年間最大90万円、3～5年目は80万円を助成します。

#### (5) 技術研修

県農林総合技術センター農林業担い手支援部（県立農業大学校）における研修制度のほか、各地域（農協や生産組織）において生産者向けの品目別栽培講習会や農業の初心者向けの営農講座が開催されています。



農林総合技術センターにおける「やまぐち就農支援塾」の様子

#### (6) 人材募集、育成

企業によっては、兼業農家の従業員を中心に農業分野の事業展開を図ったり、地元の農家を構成員に迎えて新たに農地所有適格法人を設立した事例があります。

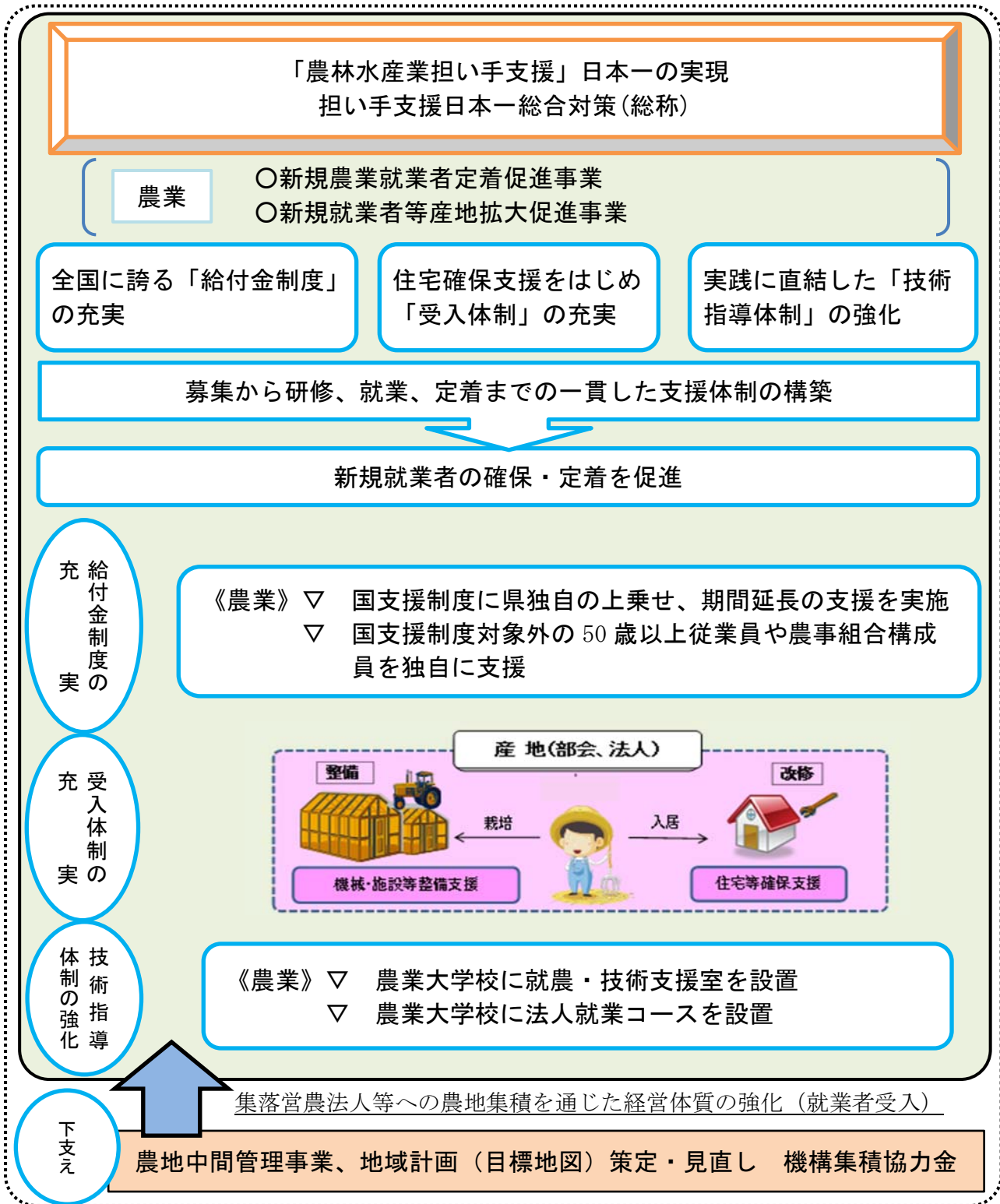
その他、最近では、参入した企業が県立農業大学校の卒業生を雇用して技術面を強化している事例もあります。



農業大学校における法人就業ガイダンスの様子

(7) 「担い手支援日本一」に向けた取り組み

県、市町、関係団体と一体となり、集落営農法人等を受け皿として、新規就業者の募集、研修、就業、定着まで一貫した支援体制を構築し、県内外からの確保と就業後の定着を図っています。



## 6 農業への参入事例

### (1) 株式会社三州建設（周南市）

周南市の株式会社三州建設は、J A周南を通じて依頼のあった農作業の受託を契機に、平成13年度から農業参入の検討を始め、平成14年度には、農作業受託を行う農業部門として、農業生産法人である「有限会社サンシュウ」を設立しました。法人設立後は、経営面積を拡大し、平成17年度には認定農業者となりました。

現在は、周南市に13ha（R5.3）の農地を確保し、水稻、大豆、小麦の生産販売及び水稻の農作業受託を実施しています。

### (2) 有限会社河村建設（宇部市）

宇部市の有限会社河村建設は、30年来ほ場整備工事を請け負ってきましたが、高齢化によりほ場整備された田が耕作放棄されるのを見て、平成15年に水稻作の農作業受託を開始しました。

平成17年には、農業大学校の卒業生を雇用して、農業生産法人「有限会社アグリ楠」を設立し、農地の借り入れによる水稻の生産を開始、平成19年には、ヘリコプターによる防除業務を開始しています。

現在は、認定農業者となり、宇部市に37ha（R5.3）の農地を確保し、水稻、麦の生産・販売及び水稻の農作業受託を実施しています。

### (3) 株式会社山口フィナンシャルグループ（下関市）

株式会社山口フィナンシャルグループは、農業を通じて地域の抱える課題を解決し、地域価値向上に寄与することを目的に、令和2年度に株式会社バンカーズファームを設立して農業へ参入しました

同社は、岩国市錦町宇佐郷において農地バンク等を通じて149a（R5.3）の農地を確保し、現地のわさび生産者の指導協力を得ながら、「畑わさび」の超促成栽培に取り組んでいるほか、ミニトマトの生産も行っています。

また、収穫した畑わさびを「花わさびの醤油漬け」として商品化し、販売しています。



## 7 参考資料

### 農業参入前の主要事項チェックシート

#### ①事前準備

- 参入目的は明確か（人材の活用、地域貢献等）
- 参入形態（農家の農作業を支援する、または自ら農業生産を行う）は決まっているか
- 参入形態（農地所有適格法人を設立して参入、または現在の企業形態のまま参入）は決まっているか
- 営農計画を作成しているか
  - 栽培品目や作型（路地・施設など）は決まっているか
  - 栽培規模は決まっているか
  - 参入したい地域を検討したか（気象条件、地形、水源等）
    - ↳  現地確認したか（水利、農地の水はけ、日当たり、道幅、周辺状況等）
  - 農業技術の習得方法（農業技術者の確保）は決まっているか
  - 農地確保の方法（所有・貸借）は決まっているか
  - 生産物の販売先や販売方法、流通方法は確保できているか
  - 機械・施設・資金は確保できているか
  - リスク（気象災害・病虫害・価格変動等）への対応方法は明確か

#### ②関係機関への相談

- 山口県（上記①の事前準備に基づいた相談・要望・進め方等）
- 参入を希望する市町の農業委員会（農地に関する情報収集等）
- 参入を希望する市町（営農概要の説明・参入に係る条件等）

#### ③参入準備

- 市町に対する参入の意思表示
- 参入条件の整理（栽培品目・面積・参入時期・農地貸借方法・賃借料等）
- 参入候補農地の決定
- 市町との協議（参入条件・地域との調整・今後の進め方等）
- 営農準備（農業技術・機械・施設・資金調達等）
- 地域住民等への説明

#### ④農地確保手続き

- 市町・農業委員会（農地の所有権または利用権の設定）

# 参入相談カルテ

秘

整理番号		初回登録年月日		最終更新年月日	
------	--	---------	--	---------	--

## 1 法人基本データ

フリガナ								
法人名								
フリガナ								
代表者氏名								
法人番号			法人設立年月日	西暦 年 月 日				
フリガナ			担当者	部署・役職				
担当者氏名								
住所	〒		都道府県		市区町村			
	(町名番地)							
連絡先	電話番号1			電話番号2	(FAX番号等)			
	電子メールアドレス							
主な業務内容								
業態	<input type="checkbox"/>	製造業	<input type="checkbox"/>	建設業	<input type="checkbox"/>	卸売・小売業	<input type="checkbox"/>	飲食店・宿泊業
	<input type="checkbox"/>	運輸業	<input type="checkbox"/>	情報通信業	<input type="checkbox"/>	医療・福祉	<input type="checkbox"/>	教育・学習支援業
	<input type="checkbox"/>	農業	<input type="checkbox"/>	林業	<input type="checkbox"/>	漁業	<input type="checkbox"/>	金融・保険業
	<input type="checkbox"/>	鉱業	<input type="checkbox"/>	不動産業	<input type="checkbox"/>	複合サービス事業		
	<input type="checkbox"/>	電気・ガス・熱供給・水道業			<input type="checkbox"/>	サービス業(他に分類されないもの)		
	<input type="checkbox"/>	その他	(その他の内容)					
資本金					円			
従業員数	従業員数				人			
	うち農作業従事予定者数				人			

※本様式は、県HPからダウンロードできます。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/103/22374.html>)



## 2 相談事項

<input type="checkbox"/>	農業への参入方法	<input type="checkbox"/>	農業参入への心構え
<input type="checkbox"/>	農業参入にあたっての支援策（活用できる融資、補助事業等）		
<input type="checkbox"/>	農地所有適格法人の要件	<input type="checkbox"/>	農地リース方式の要件
<input type="checkbox"/>	農地の確保方法（購入）	<input type="checkbox"/>	農地の確保方法（借受け）
<input type="checkbox"/>	認定農業者制度	<input type="checkbox"/>	定款、事業計画の策定等
<input type="checkbox"/>	農畜産物等の販路	<input type="checkbox"/>	協力先農業者の紹介
<input type="checkbox"/>	栽培作物の選定、栽培技術	（作物の品目名）	
<input type="checkbox"/>	その他	（その他の内容）	
備考	（例：有機農業で参入したい等）		

## 3 農業の知識・経験

法人としての農業の知識	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	有り
法人としての農作業の経験	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	有り
経営者個人又は担当者の農業の知識	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	有り
経営者個人又は担当者の農作業の経験	<input type="checkbox"/>	無し	<input type="checkbox"/>	有り

## 4 農業への参入目的

<input type="checkbox"/>	新たな事業展開	<input type="checkbox"/>	販売物・加工用原料の自社生産
<input type="checkbox"/>	地域貢献・社会貢献	<input type="checkbox"/>	農福連携（障がい者雇用）
<input type="checkbox"/>	従業員・機械等の有効活用（周年雇用等）	<input type="checkbox"/>	特になし
<input type="checkbox"/>	その他	（その他の内容）	

## 5 参入に向けての状況

<input type="checkbox"/>	具体的な参入計画あり。すぐに参入したいので農地を紹介して欲しい。		
<input type="checkbox"/>	参入を計画中。条件（農地、パートナーなど）が合致するところを探したい。		
<input type="checkbox"/>	参入を検討中。条件（農地、パートナーなど）が合致するところがあれば参入したい。		
<input type="checkbox"/>	参入を検討するための情報を収集したい。		
<input type="checkbox"/>	その他	（その他の内容）	

6 「農業参入フェア」（相談会）について

<input type="checkbox"/>	国主催のフェアに参加したことがある
<input type="checkbox"/>	都道府県等主催のフェアに参加したことがある
<input type="checkbox"/>	参加したことはない

7 農地所有適格法人について

<input type="checkbox"/>	要件を知っている	<input type="checkbox"/>	聞いたことはあるが、要件は知らない	<input type="checkbox"/>	知らない
--------------------------	----------	--------------------------	-------------------	--------------------------	------

8 農地中間管理事業について

<input type="checkbox"/>	制度を知っている	<input type="checkbox"/>	聞いたことはあるが、制度は知らない	<input type="checkbox"/>	知らない
--------------------------	----------	--------------------------	-------------------	--------------------------	------

9 農業への将来構想

<input type="checkbox"/>	将来は本業としていきたい	<input type="checkbox"/>	本業を補足する部門としたい	<input type="checkbox"/>	特になし
<input type="checkbox"/>	その他（その他の内容）				

10 農業への参入形態

<input type="checkbox"/>	事業拡大（農業部門の設立等）	<input type="checkbox"/>	新法人・子会社の設立
<input type="checkbox"/>	農業支援サービスの実施		
<input type="checkbox"/>	その他（その他の内容）		

備考	
----	--

11 希望する作目・規模

種類	品目名・品種名等	経営規模(作付面積・飼養頭数等)
<input type="checkbox"/> 稲作		
<input type="checkbox"/> 麦類作		
<input type="checkbox"/> 雑穀・いも・豆類		
<input type="checkbox"/> 工芸農作物		
<input type="checkbox"/> 露地野菜		
<input type="checkbox"/> 施設野菜		
<input type="checkbox"/> 果樹類		
<input type="checkbox"/> 露地花き・花木		
<input type="checkbox"/> 施設花き・花木		
<input type="checkbox"/> その他の作物		
<input type="checkbox"/> 酪農		
<input type="checkbox"/> 肉用牛		
<input type="checkbox"/> 養豚		
<input type="checkbox"/> 養鶏(採卵)		
<input type="checkbox"/> 養鶏(ブロイラー)		
<input type="checkbox"/> その他畜産		
<input type="checkbox"/> 特になし・未定		

12 参入を希望する地域

都道府県	市町村
都道府県	市町村
都道府県	市町村

13 農地等について

必要な農地等の種類	<input type="checkbox"/> 田	<input type="checkbox"/> 畑(露地野菜)	<input type="checkbox"/> 畑(施設野菜)
	<input type="checkbox"/> 畑(樹園地)	<input type="checkbox"/> 畑(その他)	
	<input type="checkbox"/> その他(採草放牧地等)		
	備考 (水耕するのか、土地を耕作するのか)		

必要な農地の面積	m <sup>2</sup>
----------	----------------

農地等の取得方法等	<input type="checkbox"/>	買いたい	<input type="checkbox"/>	借りたい（賃貸借）
	<input type="checkbox"/>	借りたい（使用賃借）	<input type="checkbox"/>	農作業の受託
	<input type="checkbox"/>	経営の受託（施設、機械等の資産を含む）		<input type="checkbox"/> 未定

農地の希望買入価格	円	農地の希望賃料	円/10a
-----------	---	---------	-------

取得希望時期	<input type="checkbox"/>	すぐにでも	<input type="checkbox"/>	1年以内
	<input type="checkbox"/>	1年超3年以内	<input type="checkbox"/>	3年超5年以内
	<input type="checkbox"/>	その他（その他の内容）		

希望借受期間	<input type="checkbox"/>	5年未満	<input type="checkbox"/>	5年超10年未満
	<input type="checkbox"/>	10年超20年未満	<input type="checkbox"/>	20年以上

継承を受けたい資産 （施設・設備）	
----------------------	--

継承を受けたい資産 （農業用機械）	
----------------------	--

継承を受けたい資産 の取得方法	<input type="checkbox"/>	所有権移転（有償）	<input type="checkbox"/>	所有権移転（無償譲渡）
	<input type="checkbox"/>	貸借（有償）	<input type="checkbox"/>	その他

備考	
----	--

14 農業支援サービスについて

農業支援サービスの提供	<input type="checkbox"/>	行う	<input type="checkbox"/>	行わない	<input type="checkbox"/>	検討中
-------------	--------------------------	----	--------------------------	------	--------------------------	-----

サービスの分類	<input type="checkbox"/>	農作業受託	<input type="checkbox"/>	機械設備のリース・レンタル、シェアリング		
	<input type="checkbox"/>	農業現場への人材供給	<input type="checkbox"/>	データ分析		
	<input type="checkbox"/>	その他（その他の内容）				

主なサービスの内容	（例）ドローンによる農薬散布、自動操舵トラクターのリース 等
-----------	--------------------------------

15 サービスの対象作物

<input type="checkbox"/>	稲作	<input type="checkbox"/>	麦類作	<input type="checkbox"/>	雑穀・いも・豆類	<input type="checkbox"/>	工芸農作物
<input type="checkbox"/>	露地野菜	<input type="checkbox"/>	施設野菜	<input type="checkbox"/>	果樹類	<input type="checkbox"/>	露地花き・花木
<input type="checkbox"/>	施設花き・花木	<input type="checkbox"/>	その他の作物	(具体的作物名等)			
<input type="checkbox"/>	酪農	<input type="checkbox"/>	肉用牛	<input type="checkbox"/>	養豚	<input type="checkbox"/>	養鶏(採卵)
<input type="checkbox"/>	養鶏(ブロイラー)	<input type="checkbox"/>	その他畜産	(具体的畜種名等)			

16 受託可能な農作業

<input type="checkbox"/>	耕起・代掻き(田)	<input type="checkbox"/>	田植え	<input type="checkbox"/>	収穫・調製	<input type="checkbox"/>	耕起・整地(畑)
<input type="checkbox"/>	播種・定植	<input type="checkbox"/>	除草	<input type="checkbox"/>	防除	<input type="checkbox"/>	整枝・剪定
<input type="checkbox"/>	受粉・摘果	<input type="checkbox"/>	育苗	<input type="checkbox"/>	保全管理		
<input type="checkbox"/>	その他	(その他の内容)					

17 受託可能な時期

--

18 サービスを提供する地域

都道府県	市町村
都道府県	市町村
都道府県	市町村

19 その他の特記事項

--

20 申し送り事項等

--



## 8 相談先一覧

### ○農業参入全般に関する相談窓口

山口県農林水産部農業振興課（経営体育成班）

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-3375 FAX 083-933-3399

URL <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp> E-mail : [a17300@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a17300@pref.yamaguchi.lg.jp)

### ○各地域での相談窓口

岩国農林水産事務所（農業部） TEL 0827-29-1563

柳井農林水産事務所（農業部） TEL 0820-25-3293

周南農林水産事務所（農業部） TEL 0834-33-6456

山口農林水産事務所（農業部） TEL 083-922-5249

美祢農林水産事務所（農業部） TEL 0837-54-0037

長門農林水産事務所（農業部） TEL 0837-37-5603

萩農林水産事務所（農業部） TEL 0838-22-0158

下関農林事務所（農業部） TEL 083-766-1206



山口県農林水産部農業振興課

所在地： 〒753-8501 山口市滝町1番1号

電話： 083-933-3375

F A X： 083-933-3399

E-mail： [a17300@pref.yamaguchi.lg.jp](mailto:a17300@pref.yamaguchi.lg.jp)